制度規則改定のお知らせ

(2017年6月9日付)

認定臨床染色体遺伝子検査師制度規則の改定により、受験および更新において、以下が変更となりました。なお、詳細については制度規則を参照ください。

内容	改定前	改定後による変更事項
受験者の資格		染色体遺伝子検査に関する業務歴を1年以上
		有すること
認定の更新	日本臨床衛生検査技師会または日	・日本臨床衛生検査技師会 <u>および</u> 日本染色体遺
	本染色体遺伝子検査学会会員を継	伝子検査学会会員を継続していること.
	続していること	(臨床検査技師資格を有する者は日本臨床衛
		生検査技師会および日本染色体遺伝子検査学
		会の両会員であること)
		・更新期間内に「日臨技生涯教育研修制度」を
		修了していること. ただし, 日本染色体遺伝子
		検査学会から申請のあった臨床検査技師の
		国家資格を持たない会員については, 日臨技
		生涯教育研修制度は適用しない.
		・更新期間内に日臨技会員となった場合,「更
		新延免申請書」を提出すれば日臨技生涯教育
		研修制度を終了するために最長5年間猶予さ
		れる. なお、猶予された期間は認定期間から
		差し引かれる.
審査基準単位		著書における著者 8単位
		著書における共著者 3単位